

熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行った住宅に係る 固定資産税の減額制度

一定の熱損失防止改修(以下省エネ改修)工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

対象となる要件

- 1 平成26年4月1日以前から伊勢市内に所在する住宅であること ※賃貸住宅は対象外
- 2 国土交通省の告示で定める省エネ基準に新たに適合する改修を行うこと
 - (1)窓の断熱改修工事 ※必須
 - (2)床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事
 - (3)太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事
- 3 上記2の(1)、(2)の工事費用が**60万円を超えること**
または上記2の(1)、(2)の工事費用が50万円を超え、かつ(3)の工事費用と合わせて60万円を超えること
※いずれも補助金等を除く
- 4 省エネ改修の完了時期が**令和13年3月31日まで**であること
- 5 省エネ改修が完了してから3か月以内に当市へ申告書が提出されていること
- 6 当該家屋の床面積が**40㎡以上240㎡以下**であること
(令和8年3月31日までに改修された住宅は50㎡以上280㎡以下)
※認定長期優良住宅に該当することとなった場合は下記が追加が必要です
 - ・認定長期優良住宅として三重県の認定を受けていること

減税額

- ・固定資産税額の3分の1(長期優良住宅の認定がある場合は3分の2)

注意事項

- ・120㎡を超えた部分は減額されません
- ・適用は1戸につき1回限りです
- ・都市計画税および土地の固定資産税は対象外です
- ・他の減額制度との併用はできません(バリアフリー改修工事による減額のみ同時適用可、ただし認定長期優良住宅の場合は同時適用不可)
- ・区分所有家屋は、専有部分について行われた省エネ改修工事のみが減額対象

減額される期間

改修工事の完了日	減額期間
令和8年1月2日～令和9年1月1日	令和9年度分のみ減額
令和9年1月2日～令和10年1月1日	令和10年度分のみ減額
令和10年1月2日～令和10年3月31日	令和11年度分のみ減額

申告に必要な書類

- 1 熱損失防止改修(省エネ改修)に伴う固定資産税の減額申告書
- 2 改修費用の確認できる書類(工事明細、工事の領収書、写真等)
- 3 増改築等工事証明書
※増改築等工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行したもの
- 4 補助金等の内容を確認できる書類 ※補助金を受けている場合のみ
- 5 認定通知書の写し ※認定長期優良住宅の場合のみ

書類が揃い次第、改修工事完了後3か月以内に申告してください。

ご不明な点は、伊勢市課税課固定資産税係(0596-21-5533)へお問い合わせください。